

## 平成22年度予算執行計画(案)概要

平成22年度予算執行計画に少なくとも盛り込むべき事項 (国家戦略室「予算監視・効率化チームに関する指針」別紙)	文部科学省予算執行計画(案)
<b>1. 予算監視・効率化の推進体制</b> (1) 予算監視・効率化チーム(以下「チーム」)の構成、役割 (2) チームに参画させる外部有識者と、その役割 (3) チームの定例会合(参加者、開催頻度) (4) 推進実務を担う組織の設置、構成、役割	→ 別紙「予算監視・効率化チームの業務体制」参照 ○外部有識者 チームアドバイザー 清水 幹裕 清水法律事務所 弁護士 和田 義博 和田義博会計事務所 公認会計士 テーマアドバイザー 山本 清 東京大学大学院 教育学研究科 教授 廣井 良典 千葉大学 法経学部 教授
<b>2. 予算監視・効率化に向けた取組計画</b> (1) 支出負担行為又は支出に関する計画 ・対象: 重点的に効率化を図ろうとする経費(各府省の判断) (例)・補助金等(早期執行の促進)、庁費・旅費(駆け込み執行の防止)について策定 ・各府省の主要な事業について策定 ・内容: 予算額、支出負担行為又は支出の予定時期及び予定額	●対象経費 ①政策評価体系の全施策における主要な事業に係る経費(58事業、別表1参照) ↳原則として施策に係る経費の過半を占める事業 ②本省・文化庁の共通費のうち、庁費の類・職員旅費・外国旅費 ●内容 ・各四半期の支出負担行為予定額及びその時期割の理由 ・事業の実績に係る指標・達成目標
(2) 支出負担行為又は支出に関する計画の進捗把握・管理 ・進捗把握の時期・頻度、管理の方法 ・年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するための目標と具体的な方法	●進捗管理方法 ・月次で執行額を把握、計画との乖離が大きい場合は注意喚起 ●年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するための目標と具体的な方法 ①目標: 補助事業者等の適切な事業実施を確保するため、事業の実施計画に応じた適時の交付決定等を行う。 ②具体的な方法 ・2(4)②の対象事業について、相手方の募集から支出までの <u>手続時期を計画</u> ・四半期毎に <u>計画の進捗状況を監視</u>
(3) 自己評価の実施 ・実施時期、自己評価の方法 ・四半期毎及び年度終了後の自己評価の内容	●支出負担行為に関する計画の自己評価の時期・方法・内容 ①四半期毎: <u>計画と執行額の乖離原因分析</u> ②年度終了後 { ・年間の執行状況の分析 ・事業の実績に係る <u>目標の達成状況(政策評価指標の活用)</u> ・問題点の改善策
(4) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施 ・事前審査の対象(いずれの範囲も各府省の判断) ①公共事業の箇所付け ②補助金の交付決定 ③重要な調達 ・審査の観点: 必要性、有効性、効率性等	●事前審査対象 ※今年度は第2四半期に交付決定(内定)等するものから実施 ①対象なし ②2(1)①に含まれる補助金等の交付(22事業) ③2(1)①に含まれる委託費による契約(26事業)、委託費以外で1億円以上(随意契約は1500万円以上)の契約 ●審査組織 ・既に有識者による事前審査を行っているものはそれを活用 ・有識者による事前審査を行っていないものは選定プロセスをチームで審査(補助事業等13事業)
(5) 「行政事業レビュー」の実施 ・行政刷新会議の指針を準用	→別紙参照
(6) 国民の声の受付・対応、改善への取組 ・受付体制、分析・反映スキーム	●国民の声の受付体制 ・文科省HP上に「予算執行に関する意見箱」を設置、四半期毎に公表
(7) 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組 (例: 職員からの改善提案受付、職員の意識向上教育)	●予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組 ①会計事務研修 ・会計法令・実務に関する講義: 階層・職務経験別に実施 ・業務効率化に関する講義: 全職員を対象 ②職員からの意見の受付
(8) 予算執行の情報開示の充実 ・開示事項・頻度・時期	●開示事項(別表3) ※「◎」は新たに公表する事項 ◎各府省の予算の支出状況 ・随契見直しに関する情報 ◎補助金等の交付決定に係る情報 ・委託調査費 ・契約に係る情報 ・タクシー代 ※上記のほか、チームの取組実績についても公表
(9) 補足事項 ・チームの業務の委任、計画修正手続等	●特命事項への取組 ・課題: 研究費・プロジェクト系教育経費の効果的な予算措置の検討 ・別組織に委任して実施 ●その他 ・必要な場合は計画見直し ・計画の実施に必要な事項はチームリーダーが定める